

## 令和5年1月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年1月23日午後3時、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

### 出席委員（17名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	14番	田 内 一 郎
15番	溝 口 竜 生	16番	間 山 房 枝
18番	高 橋 克 美	19番	國府田 代治郎
20番	吉 川 弘		

### 欠席委員（2名）

13番	池 田 治 和	17番	立 花 紀 貴
-----	---------	-----	---------

### 事務局職員（3名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
主 幹	大 川 泰 裕		

### 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について  
議案第5号 現況確認証明願（非農地証明）について

- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について  
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理  
について  
報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理  
について  
報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

## 会 議 の 概 要

<開会：午後3時17分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は17名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年1月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、13番池田治和委員、17番立花紀貴委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に3番山中悦朗委員、5番宮本清美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第5号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、農業経営について親子間で世代交代するため申請地を贈与により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は水稻とピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。2番安藤和利委員。

2番 はい、2番安藤です。先日、譲受人より連絡がありました。世代交代するため贈与による所有権の移転でございます。担当委員としては特に問題ないかと思えます。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借権の設定について、番号1ないし番号5を関連ですので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(2)賃借権の設定、番号1から番号5について関連ということで一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1から番号5の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、経営拡張のため賃借権の設定により申請地を賃貸借するものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター4台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機5台で、農作業に従事する日数は年間330日、耕作計画は水稻です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。賃借人より連絡がありまして確認したところ、全ての農地で稲作をするとのことでした。担当委員としては問題ないと思えますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は専用住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。1月12日に譲受人の代理の方から連絡を頂き、現地を確認してまいりました。内容については、事務局の説明のとおりです。担当委員としては特に問題ないと思います。更なる委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。自己住宅の建築ということで、申請代理人から連絡を頂き、1月12日に代理人と一緒に現地を確認してまいりました。現地周辺は住宅街化しており、担当委員としては問題ないかと思えます。委員の皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、事務局よりご説明いたします。承認を受けようとする議案第3号の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による許可を受ける期間で、許可日から3年以内となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。申請者から連絡を頂きまして現地を確認してまいりました。砂利採取事業の期間延長とのこと、担当委員として問題ないかと思えますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について  
を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、農業経営基盤強化促進事業（利  
用権の設定）について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づ  
き、農地利用集積計画に対して意見が求められているものです。なお、こ  
の規定は、農林水産省令により農業委員会の決定を経て、農地利用計画を  
定めるもので、効率的かつ安定的な農業経営を目的とした農業経営基盤強  
化促進事業によるものでございます。今回の集積計画は、4名に対しての  
利用権設定となっており、その他、利用権設定農用地の所在等につきまし  
ては、議案書のとおりとなっております。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題とい  
たします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本  
農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第5号、現況確認証明願の調査結果  
を報告いたします。現地調査は、1月23日月曜日、調査委員は玉造会長  
代理、山中農地副部会長、事務局2名と私の5名で行い、担当地区委員の  
境委員、間山委員は現地にて合流しました。最初に、番号1及び番号2の

案件につきましては、隣接地ですので同一に判断しました。番号1及び番号2知手地内の農地の状況は、荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3の溝口地内の農地の状況は、荒地状態であり非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3，報告第1号，農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号，農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号4の調査にあたっては、1月12日木曜日，調査委員は吉川会長，山中農地副部長，事務局2名と私の5名で行い，担当地区委員の宮本委員，間山委員，高橋委員は現地にて合流しました。最初に，番号1萩原地内の農地の状況は，建物が建っており非農地と判定いたしました。次に，番号2奥野谷地内の農地の状況は，一部採石が敷かれた状態でロープ等で分けられており，駐車場と使用されていると判断して非農地と判定いたしました。次に，番号3知手地内の農地の状況は，荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に，番号4矢田部地内の農地の状況は，荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に，法務局照会番号5ないし番号5の調査にあたっては，1月23日月曜日，調査委員は玉造会長代理，山中農地副部長，事務局2名と私の5名で行い，担当地区委員の原委員は現地にて合流しました。最初に，番号5波崎地内の農地の状況は，荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に，番号6波崎地内の農地の状況は，荒地状態であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について，ご意見ご質問等ございませんか。



議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和4年12月15日に届出があったため受理しております。次に、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和4年12月16日に届出があったため受理しております。次に、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和4年12月16日に届出があったため受理しております。次に、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和4年12月20日に届出があったため受理しております。次に、番号5についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和4年12月21日に届出があったため受理しております。続きまして報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。また、転用の目的は長屋住宅ということで、令和4年12月21日に届出があったため受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は事務所であり、売買による所有権移転ということで、令和4年12月19日に届出があったため受理しております。次に、報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、

賃貸借による賃貸借権の設定ということで、令和5年1月10日に届出があったため受理しております。続きまして報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和4年12月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和5年1月18日の第82回農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和5年1月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後3時39分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人